

平成28年12月1日

お取引各社様

大阪エヌ・イー・ディー・マシナリー株式会社
代表取締役社長 力身 総一郎

訴訟(特許権侵害差止)の控訴審判決(勝訴)に関するお知らせ

当社が株式会社大原鉄工所を相手取って提訴していた特許権侵害差止等請求訴訟について、今般、知的財産高等裁判所より判決が言渡され、確定しましたのでお知らせします。原審(一審)の大阪地方裁判所の判決に引き続き、当社の勝訴となりました。

1. 判決に至るまでの経緯

本訴訟は、株式会社大原鉄工所(新潟県長岡市城岡二丁目 8 番1号)による「1軸破袋機」の製造販売が、当社が保有する特許「破袋機とその駆動方法」(特許第4365885号)に係る特許権を侵害するものであるとして、株式会社大原鉄工所に対し該当製品の製造販売の差止め、当社の被った損害の賠償等を求めたものであります。

1審の大阪地方裁判所においては、平成 27 年5月28日に特許権侵害を認める当社勝訴の判決が言い渡されておりました。

2. 判決のあった裁判所、判決日

知的財産高等裁判所(平成27年(ネ)第10091号)

判決日 平成28年6月1日

3. 判決の内容

本判決は、一審判決と同様に特許権侵害を認め、株式会社大原鉄工所に対し、該当製品の生産、販売、輸出入の差止め、該当製品および半製品の廃棄、当社の損害に対する賠償金の支払い等を命じました。

【知的財産高等裁判所判例(ご参考)】

(損害賠償等請求訴訟)http://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=4360

(審決取消訴訟)http://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=4264

以上